

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月8日

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 松田 義人

令和5年度定期監査（第2次分）の監査結果に基づく措置状況

1. 監査報告書 令和6年1月30日付け監査報告第7号

2. 主な着眼点

①公金・準公金の取扱状況、②備品取得状況、③園児の安全管理、④郵券・タクシー券の取扱状況

3. 監査結果に基づく措置状況等

監査対象機関	指摘事項	指摘事項に対する措置内容
北松尾保育園	給食費の徴収について、給食管理簿を作成し管理を行っているが、給食管理簿の金額に訂正漏れがあり、実際に徴収した金額と差が生じているケースが見受けられた。 <u>(主な着眼点①)</u>	給食費の徴収について、振替金額の一部（副食費）が引き落としできなかったため、給食管理簿の金額と実際の徴収金額に差が生じました。今後は、徴収金額の確認と徴収金額に変更がある場合は、給食管理簿の訂正及び訂正印の押印を徹底するよう、当該園への指導と園長会での再周知を行いました。
	準公金（写真代及び協力費）の徴収に係る現金出納帳の月締めについて、毎月末に園長が確認し押印すべきであるが、一部押印されていないケースが見受けられた。 <u>(主な着眼点①)</u>	毎月の締めの際、確認後の押印漏れがないよう、当該園への指導と園長会での再周知を行いました。
緑ヶ丘保育園	日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担金について、現金出納帳への一部記入漏れが見受けられた。 <u>(主な着眼点①)</u>	現金徴収後は、速やかに出納帳へ記入し、記入漏れがないよう、当該園への指導と園長会にて再周知を行いました。
	給食費の徴収について、給食管理簿を作成し管理を行っているが、一部修正テープを使用し金額を修正していたケースが見受けられた。 <u>(主な着眼点①)</u>	すべての書類等について、修正テープを使用しないよう、当該園への指導と園長会での再周知を行いました。